

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新居浜市

2 構造改革特別区域の名称

新居浜市 I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

新居浜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

新居浜市は、愛媛県の東部に位置し、東西 20.52 km、南北 21.48 km を有し、北は大小の島々が浮かぶ瀬戸内海燧灘に面し、南は急峻な四国連峰を望む自然豊かなまちである。昭和 12 年に新居浜、金子、高津の 3 町村が合併して市制を施行し、その後周辺の隣接町村との合併を経て、また、平成 15 年 4 月 1 日には、平成としては愛媛県内では初めてとなる別子山村との合併により、現在の新居浜市（人口 123,952 人、234.30 km²）となった。

元来、新居浜地方一帯は、農漁村にすぎなかったが、元禄 4 年（1691）、世界一の産出量とも言われた別子銅山が開坑され、それ以降住友家が鉱山開発を進め、住友金属鉱山はもとより住友化学・住友重機械など今では世界的となった住友グループ各社がこの地で生まれ、それら企業群を中心とした四国屈指の工業都市として生成発展を遂げた。この住友諸企業とこれら大企業に関連した地場中小企業の集積により、化学工業、一般機械等が主要産業となっているが、近年、規格量産型の製品は海外との競争力を失っており、優れた技術、デザイン等高付加価値型の製品を創出する必要があり、産業の高度化が地場産業にとって、非常に重要な時代を迎えている。

そのため、昭和 63 年には「愛媛テクノポリス計画」を基に、テクノポリス構想のモデル地域として通産省（現経済産業省）から指定を受け、平成 2 年には、新居浜市及び西条市、東予市、丹原町、小松町（現西条市）、これら圏域に所在する民間企業の出捐により、「財団法人東予産業創造センター」を設立し、翌年には国、県等の支援を受けて「東予産業創造センター」がオープンした。これにより、新居浜・西条地区広域圏の技術高度化支援の拠点が整備され、地域産業の高度化に大きな役割を担ってきた。

一方、新居浜市においては、情報通信技術を積極的に活用し、市民の利便性の向上や行政の簡素・効率化を図るとともに、「市民参加と情報公開」による開かれた市役所の実現を目指して「第四次新居浜市長期総合計画」を策定するとともに、多様化する市民ニーズや行政における社会情勢の変化に対応し、地域情報化を総合的・体系的に推進するための指針として平成14年度～平成18年度の5か年計画として「新居浜市情報化基本計画」を策定した。その具体的取り組みとして、平成15年度には、地域住民が気軽に情報交換や情報発信することができるよう地域ポータルサイト「eーにいほま」を開設するなど、着実に取り組みを進めている。

本市の情報化については、平成元年に郵政省（現総務省）からテレトピア構想の地域指定を受け、第三セクター「新居浜テレコムプラザ」を設立し、CATV事業を通して地域情報化に取り組むとともに、平成10年にはインターネットサービスプロバイダー事業を手がけるなど、地域における情報化推進に大きく寄与してきた。

このような中、本市の中核的な産業である化学工業、一般機械産業の分野においても、産業の高度化、情報化に対応するための情報処理技能を有する人材の必要性が高まってきていることから、更なる雇用の創出・拡大による地域経済の活性化を図るとともに、高度情報化社会を支える地域のIT人材の育成が強く求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

市内に所在する「東予産業創造センター」においては、若年層によるITベンチャーといわれる起業も盛んに行われており、人的ネットワークを中心とした支援に加え、地域企業とのマッチング等によりIT関連産業の創出につながるものと考えられる。

一方、初級システムアドミニストレータと基本情報技術者は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置付けられているため、これらの国家資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、IT人材の卵である学生やIT関連産業に身をおく社会人がこれらを体系的に学習することが求められている。

そのため、当該特例措置を活用することで、受験者の一時的な負担が軽減されることから、受験機会の増加とともに、資格取得を志望する生徒の増加が予想され、本市におけるIT人材の裾野の拡大に寄与するとともに、ものづくりのまち新居浜の高度化の推進にも寄与するものと推測される。

特に、本市の主要な産業である化学工業及び一般機械産業の分野においては、産業の高度化に対応するため基本的な情報処理能力を有する人材に対するニーズが高く、それらの能力を有する人材が就職した後、業務の遂行を通じて自己の能力を向上させることにより、本市の産業が高付加価値型産業へと転換が図られていくものと期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 合格率の向上

「修了者に対する初級アドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率の向上及び合格者数の拡大が見込まれる。

(2) 優秀な情報処理技術者の輩出

従来から応募が多かった愛媛県東予地域の学生のみならず、県内他地域及び県外から、「修了者に対する初級アドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」を実施する情報関係の学校に志望することが見込まれ、そういった多くの学生が互いに刺激しあうことにより、本市に多数の優秀な人材の輩出が可能となる。

(3) 地域産業の活性化

化学工業及び一般機械産業においては、大企業の下請けで培った技術を活かして独自に製品を開発したり、大学や研究機関と共同で福祉機器などを開発製造したりするなど、自立産業都市を目指した産学官の取り組みが活発になっている。このようなことから、「修了者に対する初級アドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」を実施することで、本市の産業が労働集約型産業から高付加価値型産業へと産業構造を変革させることにより、新たな雇用の創出及び地場産業の活性化が図られる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域の情報発信の推進

本市においては、「別子銅山」に関連する産業遺産群が市内に点在しており、市内高等学校では、これら産業遺産群をインターネットを使い、広く世界に発信している。また、地域ポータルサイト「e-にはま」の運営をNPO法人が運営するなど、地域情報の発信の分野において、市民との協働が図られている。このようなことから、情報処理技能を有した人材が多数輩出されることにより、彼らがその知識を生かして地域情報発信のリーダーとなり、企業や個人などさまざまな場面で活躍することによって、地域情報発信の活性化が期待できる。

(2) 産業の高度化に対応した地域産業の振興

「ものづくりのまち新居浜」を標榜する本市の中小企業においては、住友企業群からの下請け体質の脱却を目指し、自社において新たな技術や製品を開発することにより事業展開を図っていかうとしており、情報処理技能を有した人材の確保が容易となることにより、企業内の高度化は進み、高付加価値型産業が創出されやすい環境が整備され、企業の競争力が高められるとともに、企業の発展の一助となる。

8 特定事業の名称

- 1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【IT人材育成】

- (1) 人材育成事業に対する補助事業
- ・中小企業の経営者や従業員が東予産業創造センター等で、IT関連の研修の補助
- (2) 新居浜市と新居浜工業高等専門学校との連携協力に関する協定書
- ・まちづくり、産業、教育等の分野において、相互に協力し、地域の振興・発展、人材の育成に寄与することを目的に締結

【電子自治体の構築、行政事務の情報化】

- (3) ホームページ機能の充実
- ・1課1ホームページの作成
- (4) 電子申請システムの構築
- ・インターネットから、各種申請や届出ができる電子申請受付システムを県内各市町とともに共同導入
- (5) 地域ポータルサイト「e-にはま」
- ・地域住民が気軽に「情報交換」や「情報発信」ができるよう地域ポータルサイトを開設
- (6) 携帯サイト「新居浜eネット」
- ・携帯メールを利用した新しい情報提供、情報収集システムの構築

【産業の高度化への支援】

- (6) 先端機器導入に対する補助事業
- ・先端機器の導入を行う企業に対する補助
- (7) 新製品開発に対する補助事業
- ・新製品の研究開発を行う企業に対する補助

【東予産業創造センターによる支援】

(8) 人材育成事業

- ・パソコン研修、新入社員研修、自己啓発研修、管理職研修、中小企業技術研修等の開設

(9) 新産業創造事業

- ・新製品の販路拡大や新技術の利用拡大における支援

(10) 技術コンサルティング事業

- ・登録専門相談員をはじめ、新居浜工業高等専門学校や愛媛県工業技術センター、新居浜市立工業試験場、圏域大企業と連携し、専門家から指導を受けるとともに技術的な問題等の相談業務の実施

別紙 1

1 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午
前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人 河原学園

国際テクニカルビジネスカレッジ (愛媛県新居浜市坂井町1丁目9-23)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①初級システムアドミニストレータ講座 (Aコース) 別添資料1

学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立
行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとす
る。

(2) 修了認定の基準

- 当該認定に係る講座の出席率 (Aコース:表1のとおり) 以上をもって履修後、修
了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施
し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了
を認定する。

講座の出席率の基準 (表1)

①初級システムアドミニストレータ講座 (Aコース) 90%以上

学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

- 平成16年4月1日から平成17年12月31日の期間に国際テクニカルビジネス
カレッジ総合情報学科講座を履修し、かつ、初級システムアドミニストレータ補講
講座 (Aコース) (表2) を履修することにより、初級システムアドミニストレー
タ講座 (Aコース) における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を
受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

(表 2 : 初級システムアドミニストレータ補講講座 (Aコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	システム応用 (データベース応用)	シスアド概論 (EUC)	5
2	システム応用 (データ資源管理)	シスアド概論 (EUC)	6
		合計	11

1 コマ 50 分

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が提供する試験問題を使用し、実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に 2 回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。

別紙 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 学校法人 河原学園

国際テクニカルビジネスカレッジ (愛媛県新居浜市坂井町1丁目9-23)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①基本情報技術者講座 (Aコース) 別添資料2

学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- 当該認定に係る講座の出席率 (Aコース:表3のとおり) 以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

講座の出席率の基準 (表3)

①基本情報技術者講座 (Aコース) 90%以上

学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

- 平成16年4月1日から平成17年12月31日の期間に国際テクニカルビジネスカレッジ総合情報学科講座を履修し、かつ、基本情報技術者補講講座 (Aコース) (表4) を履修することにより、基本情報技術者講座 (Aコース) における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

(表 4 : 基本情報技術者補講講座 (Aコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア (エンベデッドシステム)	基本情報概論 (ハード・ソフト)	2
2	システムの開発 (ソフトウェアパッケージ)	基本情報概論 (システム設計)	4
3	ネットワーク技術	基本情報概論 (ハード・ソフト)	4
4	関連法規 (情報通信)	基本情報概論 (情報化社会)	3
5	関連法規 (その他の法律・倫理)	基本情報概論 (情報化社会)	3
		合計	16

1コマ50分

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が提供する試験問題を使用し、実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。